

平成25年度の見直し対象法人一覧

所管府省 (対象法人数)	法人名(※は公務員型)	担当WG
文部科学省 (1)	海洋研究開発機構(注1)	第1WG
法務省 (1)	日本司法支援センター(注2)	第2WG
経済産業省 (1)	中小企業基盤整備機構	
環境省 (1)	環境再生保全機構	
文部科学省 (4)	日本学生支援機構	第3WG
	国立高等専門学校機構	
	大学評価・学位授与機構	
	国立大学財務・経営センター	
国土交通省 (2)	都市再生機構	第4WG
	奄美群島振興開発基金(注3)	
厚生労働省 (4)	労働者健康福祉機構	第5WG
	国立病院機構※	
	医薬品医療機器総合機構	
	年金・健康保健福祉施設整理機構	

合計 14法人(独立行政法人13法人、独法通則法準用法人1法人)

注1) 海洋研究開発機構の二次評価は第1WGが担当することとし、その他の法人の二次評価の担当は変更なし。

注2) 日本司法支援センターは独法通則法準用法人である。

注3) 奄美群島振興開発基金は、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)に基づき設立されており、同法の期限は平成25年度末とされている。また、同法人の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。